

質問項目	<p>【質問1】 高齢者が安心して暮らせる笑顔があふれる地域共生のまちを基本理念とした郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）の中で特に力を入れる施策について、その理由も含めお答えください。 「第八次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」 郡山市ホームページ>健康・福祉>福祉・介護 https://www.city.koriyama.lg.jp/fukushi/fukushi_kaigo/12344.html</p>	<p>【質問2】選択肢（する・しない・その他） 新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらない中、障害者や認知症の方、ひとり親等の家族が感染し介護が継続できない場合、埼玉、神奈川、東京、宮城の自治体では、予め決められた施設や病院に専門スタッフが配置され対応となるルールが整備されています。郡山市では事案発生の都度、関係機関と調整しながら取り組むというもので、当事者として不安を感じています。新市政では具体的な整備をされるでしょうか。</p>	<p>【質問3】選択肢（する・しない・その他） 認知症になってからも自分らしく暮らせる「認知症にやさしいまちづくり」等の条例施行が全国（大府市、神戸市、名古屋市、草津市、世田谷区、御坊市、臼杵市、浜田市等）で進んでいます。新市政では具体的な取り組みをされるでしょうか。</p>
川前光徳氏	<p>「介護予防と生活支援に注力」 自身の、両親を介護した経験を生かし、高齢者の皆様が住み慣れた地域での自立した日常生活を送れるよう、予防・生活支援を中心に、関係機関や団体の皆様と一緒に、「地区協議体」の拡充を図り「みんなで支える暮らし」づくりに取り組んでまいります。</p>	<p>する 介護される方の感染に際しては、関係機関・医療機関、更には郡山医師会等と連携を図り一人ひとりの状況をふまえて対応できる、ルールづくりに速やかに取り組んでまいります。</p>	<p>する 先行している自治体の動向・内容等を充分に把握して、策定に向けて、関係機関や関係団体の皆様と一緒に、検討・実現してまいります。</p>
勅使河原正之氏	<p>「認知症施策の推進」 2040年に向け、本市の総人口は減少が予測される中、高齢者人口は増加傾向となり、なかでも高齢者の一人暮らし、夫婦のみの世帯は急激に増加してきます。更に、要介護認定を受けている方のうち、何らかの認知症の症状がある方は、全体の半数を超えてます。各種認知症施策を実施し、認知症になっても希望を持って、日常生活を過ごせる郡山市を目指します。</p>	<p>する 感染された方が、認知症であったり介護が必要であったりする場合は、医療機関等から受け入れが難しいと断られることも想定されます。他市の成功事例を参考にしながら、早急にルール化すべきだと思います。</p>	<p>する 更に、事故やトラブルに関与した認知症の方やご家族が損害賠償などの問題に直面した際、本人やご家族を支える仕組みとして、民間の賠償保険を活用した認知症事故救済制度の導入が全国の自治体で進んでいます。郡山市でも認知症の方を対象に、公費で賠償保険に加入できる制度を創設すべきだと考えています。</p>
品川萬里氏	<p>「高齢者が安心して暮らせる笑顔あふれる地域共生のまち」の実現を図るため、AI、5G、IOT等を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）化と「こおりやま広域連携中枢都市圏」全体で、「経済」「社会」「環境」において持続可能なまちづくりに取り組みます。 また、「誰一人取り残さない」SDGsの理念の下2025年・2040年問題を見据えた高齢者施策を推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する心身の条件に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進します。今後も「誰一人取り残さない郡山」を基本として取組んでまいります。</p>	<p>する 現在、郡山市においては、障害者や認知症の方、ひとり親等の家族が感染し介護が継続できない事案が発生した場合には、速やかにケアマネジャーやサービス事業者、かかりつけ医等と連携し、利用者の要介護度や既往歴、現状における体調等の確認に加え、家族や親類縁者の状況等に応じて、介護や医療サービスの必要性を判断し、適切に対応しております。 また、高齢者施設の従業者及び当該施設に併設する居宅サービス事業所の従業者については、新型コロナウイルスワクチン接種順位の特例により、高齢者施設入所者と同時に接種を行うことができるようとされたことから、施設及び併設事業所に対する意向調査を行い、今まで以上にスピード感、かつ、円滑な接種体制を構築します。また、調査結果をケアマネジャーと医療機関とも共有し、要介護者がコロナ感染者または濃厚接触者となつた場合に、今まで以上にフレキシブルに、速やかに対応できる体制を整備します。今後も「誰一人取り残さない郡山」を基本として取組んでまいります。</p>	<p>しない 本市は、これまでSDGsの基本理念のもと認知症のある方も障害のある方も「誰一人取り残さない」まちづくりに努めてきたところであります。認知症に関しては、正しい知識と理解をもって地域や職場で認知症の方や家族を手助けするため、「認知症サポーター」養成講座を積極的に開催してきました。 このような中、政府が令和元年6月に策定した「認知症施策推進大綱」において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視した「共生」と「予防」を車の両輪とする施策を推進していくことが示されました。 これらを踏まえ、引き続き認知症に関する正しい知識の「普及啓発」に努めるとともに、認知症の方の視点に立った「本人発信支援」、認知症があつても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指す「認知症バリアフリー」を3つの柱として、関係機関と迅速・柔軟に連携を図りながら認知症の方と「ともにあゆむ・ともに生きる」社会を構築します。 条例化は、変化に迅速に対応するためには、かえってマイナスになる場合もあり得ますので、行いません。 今後も「誰一人取り残さない郡山」を基本として取組んでまいります。</p>